

政令第

号

地方に置かれる国有鉄道調停委員会及び専売公社  
調停委員会の名称、位置及び管轄区域等に関する  
政令の一部を改正する政令

内閣は、公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）  
第二十条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

地方に置かれる国有鉄道調停委員会及び専売公社調停委員会の名称、  
位置及び管轄区域等に関する政令（昭和二十四年政令第三百二号）の  
一部を次のよう改正する。

別表第一を次のよう改める。

別表第一

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌地方国有鉄道調停委員会	札幌市	日本国有鉄道札幌鉄道管理局、旭川鉄道管理局、釧路鉄道管理局及び青函鉄道管理局の所管区域
仙台地方国有鉄道調停委員会	仙台市	日本国有鉄道仙台鉄道管理局及び盛岡鉄道管理局の所管区域
東京地方国有鉄道調停委員会	東京都	日本国有鉄道東京鉄道管理局、高崎鉄道管理局、水戸鉄道管理局及び千葉鉄道管理局の所管区域
名古屋地方国有鉄道調停委員会	名古屋市	日本国有鉄道名古屋鉄道管理局、博岡鉄道管理局及び金沢鉄道管理局の所管区域
大阪地方国有鉄道調停委員会	大阪市	日本国有鉄道大阪鉄道管理局、天王寺鉄道管理局及び福知山鉄道管理局の所管区域
高松地方国有鉄道調停委員会	高松市	日本国有鉄道四國鉄道管理局の所管区域
福岡地方国有鉄道調停委員会	福岡市	日本国有鉄道門司鉄道管理局、熊本鉄道管理局、大分鉄道管理局及び鹿児島鉄道管理局の所管区域
新潟地方国有鉄道調停委員会	新潟市	日本国有鉄道新潟鉄道管理局、長野鉄道管理局及び秋田鉄道管理局の所管区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

裏面白紙

485

この政令の施行の際現に国有鉄道調停委員会に關する事件  
については、なお従前の例による。

○

裏面白紙

486

理由

日本国有鉄道の機構の改革に伴い、地方に置かれる國有鉄道調停委  
会の管轄区域を改める必要があるからである。

## (調停委員会)

## 第二十條

3 地方調停委員会の名称、位階及び管轄区域は、中央調停委員会の勧告に基いて、政令で定め。

地方に置かれる国有鉄道調停委員会及び専売公社調停委員会の名称、位階及び管轄区域等に関する政令

別表第一

名 称	位 階	管 轄	区 域
札幌地方国有鉄道調停委員会	札幌市	日本国有鉄道札幌鐵道局、旭川鐵道局及び釧路鐵道局	北海道

仙台地方国有鉄道調停委員会	仙 台 市	日本国有鉄道仙台鐵道局の所管区域
東京地方国有鉄道調停委員会	東 京 都	日本國有鐵道東京鐵道局の所管区域
名古屋地方国有鉄道調停委員会	名 古 屋 市	日本國有鐵道名古屋鐵道局の所管区域
大阪地方国有鉄道調停委員会	大 阪 市	日本國有鐵道大阪鐵道局の所管区域
高松地方国有鉄道調停委員会	高 松 市	日本國有鐵道高松鐵道局の所管区域
新潟地方国有鉄道調停委員会	新 潟 市	日本國有鐵道新潟鐵道局の所管区域